

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

日本商品先物取引協会 **会報**

2014.8 VOL. 10



目次 (2014.8 VOL.10)

I 巻頭言 会長就任のご挨拶 ～新たな決意で～ 日本商品先物取引協会 荒井史男会長	1
II 任期満了に伴う役員及び常設委員会等委員の選任について	4
III 商品先物取引法施行規則、 商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正	7
IV 諸規則等の改正等について	
1 バイナリーオプション取引に関する規則の制定について	10
2 「外務員資格試験等規則」等の改正と 「外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を 明確にした手引書（シラバス）」の作成について	11
V 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	14
2 店頭商品CFD取引の状況	15
3 問い合わせ・苦情・紛争件数の推移（平成11年度～平成25年度）	18
4 平成26年度相談センター苦情・相談等受付状況（7月分）	19
5 登録外務員数の推移	21
6 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧	22
7 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧	22
8 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	23
編集後記	24

I. 巻頭言

会長就任のご挨拶 ～新たな決意で～



日本商品先物取引協会

会長 あらい ふみ お 荒井史男

平成 26 年 6 月 18 日に開催された理事会において、日本商品先物取引協会（日商協）会長に再び選出されました。

十年一昔と申しますが、私が平成 16 年 6 月に会長に就任してからの 10 年間、商品先物取引業界の変化には目を見張るものがあります。業界団体の構成だけを見ても、平成 17 年 5 月の改正商品取引所法の施行を機にクリアリングハウスとして(株)日本商品清算機構が発足し、ペイオフの実施とともに(社)商品取引受託債務補償基金協会は日本商品委託者保護基金にその業務を引き継ぎました。また、平成 23 年 1 月の商品先物取引法（商先法）の完全施行では、許可業者の呼称が商品取引員から商品先物取引業者へと変わり、その業務範囲も国内商品市場取引から外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引にまで広がりました。

そして、最も重大で本質的な変化は、国内の商品先物市場の出来高の低迷によって商品取引所の合併や解散が相次いだこと、商品取引所と運命共同体ともいえる国内商品市場取引の受託等を行う会員が会長就任時の 96 社から 32 社となり、実に 3 分の 2 も減少したことです。

このように業界として大変な状況が続く中、引き続き自主規制機関である日商協の会長という重責を担わせていただくにあたりまして、私の協会運営に対する決意を申し述べたいと思います。

1. 会員あつての日商協であること

日商協も商品先物取引業界を構成する一員として、商品先物取引の長らくの低迷を非常に憂慮しております。日商協は自主規制機関としての立場から、直接的に商品先物取引の活性化に結び付く事業を行うのは難しい面がありますが、だからといってこの状況を傍観していることはできません。各方面で商品先物取引の活性化に向けた対策が引き続き検討されているところであり、日商協としても協力できることはお手伝いをさせていただくとともに、協会が独自でできることは進んで取り組んで参りたいと思っています。

すでに、6月の通常総会において会費制度の見直しを行い、新規入会時における初年度費用の軽減を図りました。これによって、商品先物取引を手掛ける事業者の参入が少しでも促進され、会員が増えて商品先物取引の活性化に寄与できることに期待しております。

常々私が申していますように、会員あつての日商協です。今後もこのような業界活性化の視点を持ち合わせながら協会運営に当たって参ります。

2. 商品先物取引の健全化を社会にアピールすること

日商協は平成11年4月に自主規制機関として事業を開始して以来、商品先物取引の社会的信頼を向上させるための諸施策に取組み、その基盤整備、拡充に努めて参りました。その結果、会員各社のご努力によってコンプライアンスに関する意識が向上し、それに併せて社内体制等も格段に充実しており、目に見えるところでも、相談等件数が大幅に減少するなどの成果が現れております。

その一方で、勧誘規制の見直しに係る内閣府の消費者委員会等の意見を見ると、残念なことでありますが、未だに商品先物取引ないしは業界に対する古いイメージに基づいた不信が抜きがたく存在しています。

このような古いイメージの定着は、商品先物取引の健全な発展の足かせとなりますので、ただ残念ということで済ますのではなく、これを払拭して信頼を高めていくために、これまでに業界を挙げて行ってきた各種プログラムの取組み、業界のコンプライアンス水準などを広く社会にアピールして参ります。

3. 過不足のない自主規制を継続して実施すること

会員のビジネスモデルは、国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引とあって、さらにそのビジネスの相手方（個人・法人）やビジネスの方法（ネット・対面）の組み合わせによって、多岐にわたります。また、バイナリーオプション取引等の新しい商品が開発されるなど、会員の営業も日々進化しています。将来的には、不招請勧誘規制の見直しに係る商先法施行規則と商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正や総合取引所創設に関連して規制環境の変化も想定されます。

このような状況に対応した適正な業務を確保するため、常に自主規制を前進させていかなければなりません。

そのため、会員のビジネスの実態や時機を見計らいつつ、主務省とも情報交換を行いながら、過不足のない自主規制を継続的に実施して参ります。

最後になりますが、商品デリバティブ取引等の公正かつ円滑な運営、そして、委託者等の保護という協会の目的を達成するために与えられた私の使命は、自主規制による商品デリバティブ取引等の社会的信頼の向上であることと肝に銘じ、そのための努力は惜しまずに精一杯取り組んで参ります。

先にも触れましたが、商品先物取引業界は、市場活性化や勧誘規制の見直しの件など課題が山積しております。これからの2年間はまさに業界の将来の方向性が定まる岐路となる重要な期間かと思えます。

非常に難しい時期ではありますが、この2年間、会員の皆様方、関係各位のご期待に添うべく全力を傾注して参りますので、倍旧のご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



Ⅱ. 任期満了に伴う役員及び常設委員会等委員の選任について

1. 役員を選任

平成 26 年度は、2 年の任期満了に伴う役員（理事及び監事）改選期になります。

会員役員については、5 月 15 日に会員役員選考委員会が開催され、理事 4 名、監事 1 名の候補者が推薦されました。また、会員外役員については、規定に則り、会長が理事 10 名、監事 2 名の候補者を選定しました。

この 17 名（理事 14 名、監事 3 名）の候補者は、第 23 回通常総会（6 月 18 日開催）において満場一致で選任されました。

新しい理事の選任を受け、通常総会と同日に開催された第 124 回理事会で会長、副会長及び専務理事の互選が行われ、会長には荒井史男理事、副会長には二家勝明理事及び守田猛理事、専務理事には杉田定大理事がそれぞれ選任されました。

新たな体制は次のとおりです。今後とも、何卒、よろしくお願い申し上げます。

◆ 役員（17 名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
会長	荒井 史男	会員外	弁護士
副会長	二家 勝明	会員	日本ユニコム(株) 代表取締役会長
副会長	守田 猛	会員外	
専務理事	杉田 定大	会員外	日本商品委託者保護基金 専務理事
理事	天坂 春敏	会員外	(株)時事通信社 元取締役
理事	稲垣 隆一	会員外	弁護士
理事	宇佐美 洋	会員外	多摩大学大学院 教授
理事	江崎 格	会員外	(株)東京商品取引所 代表執行役社長
理事	岡地 和道	会員	岡地(株) 代表取締役社長
理事	梶山 敬士	会員外	弁護士
理事	多々良 實夫	会員	豊商事(株) 代表取締役会長
理事	玉置 正人	会員	(株)三菱東京UFJ銀行 執行役員市場企画部長
理事	升田 純	会員外	中央大学法科大学院教授・弁護士
理事	三村 光代	会員外	(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 最高顧問
監事	木下 恵嗣	会員外	公認会計士・税理士
監事	中島 義則	会員外	弁護士
監事	細金 英光	会員	(株)フジトミ 代表取締役社長

2. 常設委員会等委員の選任

常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）委員及び規律委員会委員については7月24日に、綱紀委員会委員については9月25日に2年の任期が満了するため、第126回理事会（7月23日開催）において、次のとおり改選が行われました。

◆ 自主規制委員会委員（13名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	荒井 史男	会員外	協会会長（弁護士）
副委員長	升田 純	会員外	協会理事（中央大学法科大学院教授・弁護士）
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	尾崎 安央	会員外	早稲田大学大学院法学学術院教授
委員	河島 毅	会員	日本ユニコム(株)取締役
委員	河内 隆史	会員外	明治大学法科大学院長・教授
委員	久保田 彰	会員	(株)三菱東京UFJ銀行市場営業部次長
委員	近藤 益生	会員	岡地(株)取締役管理本部長
委員	佐川 浩	会員	I G証券(株)コンプライアンス室マネージャー
委員	澤田 純	会員	岡藤商事(株)取締役営業管理部長
委員	相山 敬士	会員外	協会理事（弁護士）
委員	三村 明彦	会員	豊商事(株)管理本部コンプライアンス部長
委員	守田 猛	会員外	協会副会長

◆ 総務委員会委員（12名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	二家 勝明	会員	協会副会長（日本ユニコム(株)会長）
副委員長	多々良 實夫	会員	協会理事（豊商事(株)会長）
委員	岡地 和道	会員	協会理事（岡地(株)社長）
委員	岡本 安明	会員	岡安商事(株)会長
委員	木下 恵嗣	会員外	協会監事（公認会計士・税理士）
委員	小池 一弘	会員	I G証券(株)社長
委員	清水 清	会員	カネツ商事(株)会長
委員	中島 義則	会員外	協会監事（弁護士）
委員	西井 謙一	会員	(株)三菱東京UFJ銀行市場企画部次長
委員	古田 省三	会員	岡藤商事(株)会長
委員	細金 英光	会員	協会監事（(株)フジトミ社長）
委員	三村 光代	会員外	協会理事（(株)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問）

◆ 規律委員会委員（8名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	荒井 史男	会員外	協会会長（弁護士）
副委員長	升田 純	会員外	協会理事（中央大学法科大学院教授・弁護士）
副委員長	二家 勝明	会員	協会副会長（日本ユニコム㈱会長）
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	江崎 格	会員外	協会理事（㈱東京商品取引所社長）
委員	岡地 和道	会員	協会理事（岡地㈱社長）
委員	相山 敬士	会員外	協会理事（弁護士）
委員	多々良實夫	会員	協会理事（豊商事㈱会長）

◆ 綱紀委員会委員（11名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	天坂 春敏	会員外	協会理事（㈱時事通信社元取締役）
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	高井 康行	会員外	弁護士
委員	高木 賢	会員外	弁護士
委員	多々良實夫	会員	協会理事（豊商事㈱会長）
委員	二家 勝明	会員	協会副会長（日本ユニコム㈱会長）
委員	古田 省三	会員	岡藤商事㈱会長
委員	細金 英光	会員	協会監事（㈱フジトミ社長）
委員	守田 猛	会員外	協会副会長
委員	山崎 宏征	会員外	弁護士
委員	山中 教史	会員	第一商品㈱社長

Ⅲ. 商品先物取引法施行規則、商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正

主務省では、平成 26 年 4 月 5 日から 5 月 7 日まで、商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（以下「監督指針」という。）の改正案に関する意見募集を行いました。そして、6 月 23 日、不招請勧誘規制に係る見直しに関するものを除く部分についての [意見公募の結果](#) を公表し、改正した省令（「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」6 月 23 日公布）及び監督指針を 7 月 1 日から施行しました。

また、これに合わせて [商品先物取引業者等検査マニュアル](#)（以下「検査マニュアル」という。）も改正し、同日から施行しました。

主な改正点は以下のとおりです（検査マニュアルは改正箇所のみ記載）。

1. 商品先物取引業者の許可申請や届出に係る書面等の改正

商品先物取引業者が提出する申請書類等については、金融商品取引業者に対しても同様の書類の提出が要求されているものの、その記載事項等に若干の差異があることから、金融商品取引業者のより円滑な商品先物取引業への参入を促すため、商品先物取引法における取扱いが金融商品取引法と異なる点について改正されました。

【省 令】

- ① 許可申請時の添付書類である直前 3 事業年度の計算書類等を、直前事業年度のものとする。（省令第 80 条第 1 項第 3 号）
- ② 商品先物取引業者の子会社等の支配関係法人の代表者氏名を、届出事項から削除する。（省令第 80 条第 1 項第 17 号による様式第 5 号、第 85 条による様式第 8 号）
- ③ 本会による外務員の登録事務に関する届出について、外務員の住所を届出事項から削除する。（省令第 95 条第 2 号、第 3 号）
※外務員の住所については、従来どおり登録を申請する場合と登録後に変更があった場合には届出が必要です。
- ④ 第一種金融商品取引業を兼業する商品先物取引業者の純資産額規制比率の公衆縦覧を、金融商品取引法上の自己資本規制比率で代替できることとする。（省令第 100 条の 2、検査マニュアルⅢ - 2 - 1 2. (1)⑨）
※平成 26 年 6 月末日における純資産額規制比率の公衆縦覧から代替することができます。
- ⑤ 「商品先物取引業者が、顧客に対し、契約締結前交付書面を交付する義務を負う旨」を、契約締結前交付書面の必要的記載事項から削除する。（省令第 104 条第 1 項第 4 号）
- ⑥ 商品取引契約（基本契約）等において、一定の計算方法で取引証拠金等の額を算出することを定めるなど、個別の取引ごとに、その都度、取引証拠金等の額やその計算方法の取り決めをしない場合には、取引成立の通知に取引証拠金等の額の計算方法を記載することとする。（省令第 109 条第 1 項第 13 号）
- ⑦ 注文伝票以外の法定帳簿において、約定時間の記載を約定年月日とする。（省令第 113 条第 1 項第 2 号による別表第 4、第 126 条の 25 第 1 項による別表第 5）
- ⑧ 「商品先物取引業者との関係」、「常勤又は非常勤の別（現職就任年月日）」、「保有する議決権の議決権の総数に対する割合（単位：％）」を、事業報告書の記載事項から削除する。（省令第 116 条第 1 項による様式第 11 号）
- ⑨ 商品先物取引業者の純資産額が資本金の額を下回った場合を、業務停止命令の対象とな

り得る事由から除外し、届出事項とする。(省令第 82 条、第 124 条第 1 項第 2 号、検査マニュアルⅢ - 2 - 2 7. (7)の削除)

2. バイナリーオプションに係る規制の導入

個人向けの特定店頭オプション取引、いわゆるバイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的な取引が行われるおそれがあることから、適切な商品設計や業務を遂行する体制の整備を図るため、新たな規制が導入されました。

なお、改正の内容は、平成 25 年 8 月 1 日（一部は同年 12 月 1 日）から施行された [「金融商品取引業等に関する内閣府令」](#) 及び [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」](#) の改正と同等です。

【省 令】

- ① 権利行使価格を事前提示とし、個人顧客が取得する対価の額が適切な権利行使期間、権利行使価格等に基づき、公正な方法により算出されたものとなるよう規制する。(省令第 103 条第 1 項第 26 号、検査マニュアルⅢ - 2 - 2 1. (2)⑩ハ)
- ② 個人顧客がバイナリーオプションの売り手となる場合は、実際に支払うこととなる金額を商品先物取引業者に預託しなければならないよう規制する。(省令第 103 条第 5 項、第 6 項)

【監督指針】

- ① 商品性について、過度な投機的取引を助長することのないよう、取引期間について過度に短い期間に設定しない、また、権利行使価格について取引期間の開始時点の価格から著しく乖離した価格に設定しない。(監督指針Ⅳ - 4(1))
- ② 商品デリバティブ取引についての投資可能資金額の範囲内での取引とする。(監督指針Ⅳ - 4(2))
- ③ 委託者等が過度な期待や誤った認識を持つことのないよう、広告・宣伝の適正化や適切な広告審査体制の整備を行う。(監督指針Ⅳ - 4(3))
- ④ 公益又は委託者等の保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する体制の確保・整備を図る観点から、日商協の策定する自主規制ルールの内容を遵守しているかについて検証を行う。(監督指針Ⅳ - 4 前文) (→自主規制ルールの制定については 10 頁参照)

3. その他

【省 令】

- ① 月次報告書の記載事項である主要勘定残高の科目と記載上の注意の一部を修正する。(省令第 117 条第 1 項第 1 号による様式第 12 号)
- ② 表現の適正化等 (省令第 55 条の 10 第 1 号、第 90 条の 11 第 4 号、第 98 条第 1 項第 1 号へ(1))

【監督指針】

- ① 規制改革実施計画において「適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する」とされたことを踏まえ、その旨を明確にする。(監督指針Ⅱ - 4 - 2、検査マニュアルⅢ - 2 - 2 3. (1)④)

※[規制改革実施計画](#)（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

（31 頁）5 創業等分野 (2)個別措置事項

①リスクマネー供給による起業、新規ビジネスの創出

12 顧客勧誘時の適合性原則の見直し等

- ② 商品先物取引業者が金融商品取引業者を兼業している場合、適合性の審査において金融商品取引業の管理業務を行う管理部門の職員が、商品先物取引業の管理業務を兼務できることを明確にする。（監督指針Ⅱ - 4 - 2(4)ハ）
- ③ 近年の検査事例を踏まえ、損失限定取引等の経験者への通常取引等の勧誘が不招請勧誘の禁止規定に抵触すること、社会通念上妥当と認められない委託手数料の割引等が省令第 103 条第 1 項第 5 号（特別の利益提供）に該当することなどを追記する。（監督指針Ⅱ - 4 - 3 - 1(5)⑦、(6)、Ⅱ - 4 - 3 - 3(2)③、検査マニュアルⅢ - 1 - 1 3. (6)⑩）
- ④ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を踏まえ、外部監査の活用やシステム障害発生時の主務省への報告基準等を追記する。（監督指針Ⅱ - 1 - 1(5)、Ⅱ - 3 - 2(4)、(6)、(8)③④、Ⅱ - 3 - 3(2)、(3)、(5)）
- ⑤ 無許可で商品先物取引業を行っている者に対する警告書の発出等の措置等を追記する。（監督指針Ⅶ.）

IV. 諸規則等の改正等について

1. バイナリーオプション取引に関する規則の制定について

(1) 自主規制規則制定の必要性

いわゆるバイナリーオプション取引については、8ページの「2.バイナリーオプションに係る規制の導入」に記載したとおり、省令及び監督指針の改正によって新たな規制が導入されました。そして、監督指針において、本会が自主規制ルールを策定することが当該取引に係る規制体系の前提とされたことから、この要請を踏まえて自主規制規則を制定することとしました。

(2) バイナリーオプション取引に関する規則の考え方

- ① 本会では、バイナリーオプション取引に係る自主規制規則を検討するに当たり、先行例である金融庁における内閣府令及び監督指針と、省令及び監督指針の改正案とを突き合わせ、その内容を比較した結果、概ね同様の規定がなされており、その殆どにおいて共通性が認められました。
- ② そのため、金融庁の内閣府令及び監督指針の内容を前提に制定された金融先物取引業協会及び日本証券業協会の自主規制規則のうち、業界内における取り扱い業者を取り巻く現状が類似する後者の規則を参考としつつ、商品に係るバイナリーオプション取引に適合し、かつ、本会のその他の自主規制規則との整合性を図ることを基本として検討しました。
- ③ 規則の骨子は次のとおりです。
 - ・過度の投機的取引を助長するような短い期間、間隔の設定を防止する観点から、各銘柄の取引期間を2時間以上となるよう設定すること。
 - ・公正な取引を確保する観点から、取引開始時刻までに全顧客に同一の権利行使価格を提示すること、公正な方法により取引価格を算出する仕組み等を整備すること。
 - ・リスクや商品内容等に関して必要かつ十分な説明、情報提供を行う観点から、顧客があらかじめ理解すべき事項を会員のホームページで公表すること、取引説明書を交付して説明し、理解と自己責任を確認する旨の確認書を徴求すること。

(3) 施行

第60回自主規制委員会（5月20日開催）の審議を経て、第123回理事会（5月28日開催）においてバイナリーオプション取引に関する規則を制定し、省令及び監督指針の施行日に合わせて施行することとしました。

そして、省令及び監督指針が7月1日に施行されましたので、同日付けをもって [バイナリーオプション取引に関する規則](#) を施行しました。

2. 「外務員資格試験等規則」等の改正と「外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を明確にした手引書（シラバス）」の作成について

(1) 「外務員資格試験等規則」等の改正について

第23回外務員登録等資格委員会（平成26年3月20日開催）において、外務員登録資格試験に主要な商品（金、石油など）の「特性」や「価格変動に係る計算問題」などの基礎知識を出題することが決定したことから、第24回外務員登録等資格委員会（同年7月14日開催）において、「外務員資格試験等規則」と「外務員資格試験等実施要領」を改正し、試験科目に「商品の基礎知識」を追加しました。

(2) シラバスの作成等について

① 第23回外務員登録等資格委員会において、隣接業界で既に当該外務員資格を有する者が、本会の外務員登録資格試験を受験する際に自学自習することができ、より試験に取り組み易くなるようにするため、また、外務員に求められる知識水準の持続的な向上を図るための「外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を明確にした手引書（シラバス）」を作成することが決まりました。

② 第24回外務員登録等資格委員会において、本会会員のビジネスの態様（ネット取引、個人を相手方とする対面取引、法人事業者を相手方とする対面取引など）が様々ある中で、このシラバスにおける「外務員に求めるべき知識」は、顧客との間でトラブルが生じやすい一般個人を相手に対面営業を行う外務員を念頭において作成することとしました。

③ シラバスでは、㊦「〇〇について、理解しているか。」、㊧「〇〇について、説明できるか。」の2つの具体的表現で書き分けることにしています。

㊦は、当該項目について正確に理解していることを確認するとの趣旨とし、㊧は、当該項目について正確かつ深く理解していることを確認するとの趣旨で使用することとしています。

(3) 試験の出題開始時期及びシラバスの配付時期について

① 新しい試験科目「商品の基礎知識」のテキストとなる「コモディティハンドブック」及び「コモディティハンドブック（副読本）」（計算問題関係の新冊子）は、本年度中に完成の予定です。従いまして、新年度から新しい範囲で試験を実施する予定です。

② シラバスの配付時期については、テキスト等との照合や項目の整理を行った上で、今秋に会員に頒布する予定です。

外務員資格試験等規則 新旧対照表（下線部分が改正箇所）

新	旧
<p>（試験科目等）</p> <p>第4条 （現行のとおり）</p> <p>(1) 商品先物市場論</p> <p>(2) 商品先物取引法令・諸規程</p> <p>(3) 商品先物取引業務の基礎知識</p> <p><u>(4) 商品の基礎知識</u></p> <p><u>(5) その他、定款第48条の外務員登録等資格委員会（以下「資格委員会」という。）が必要と認めた科目</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成26年8月1日から施行する。</u></p>	<p>（試験科目等）</p> <p>第4条 試験は、次の科目について行うものとする。</p> <p>(1) 商品先物市場論</p> <p>(2) 商品先物取引法令・諸規程</p> <p>(3) 商品先物取引業務の基礎知識</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(4) その他、定款第48条の外務員登録等資格委員会（以下「資格委員会」という。）が必要と認めた科目</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>(新 設)</u></p>

外務員資格試験等実施要領 新旧対照表（下線部分が改正箇所）

新	旧
<p>1. 試験の実施</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 試験科目の区分及び出題数は、次のとおりとする。</p> <p>① 商品先物市場論 商品先物取引法令・諸規程 商品先物取引業務の基礎知識 <u>商品の基礎知識</u> } 30問</p> <p>② 上記、科目の内容については別表に定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成26年8月1日から施行する</u></p>	<p>1. 試験の実施</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 試験科目の区分及び出題数は、次のとおりとする。</p> <p>① 商品先物市場論 商品先物取引法令・諸規程 商品先物取引業務の基礎知識 <u>(新 設)</u> } 30問</p> <p>② 上記、科目の内容については別表に定める。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

外務員資格試験等実施要領

【別 表】(下線部分が改正箇所)

科 目	内 容
商品先物市場論	先物取引の特徴 商品先物市場の機能 商品先物取引の取引対象 <u>(上場商品等)</u> 商品先物取引の利用形態 商品取引所の取引 商品先物取引の歴史、現状、展望
商品先物取引法令・諸規程	商品先物取引法令 商品先物取引業者等の 監督の基本的な指針 日本商品先物取引協会 定款・諸規程
商品先物取引業務の基礎知識	商品先物取引業者の位置付け、業務等 登録外務員の位置付け、職務等 健全な受託業務のための諸施策
<u>商品の基礎知識</u>	<u>商品の特性</u> <u>商品の価格変動要因</u> <u>商品の価格変動に係る損益計算</u>
計 34科目	



V. 統計資料

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	商先業者 国内市場 売買枚数 (千枚)	国内取引を 行う社の 外務員数 (人)	手数料収入 (百万円)	
	全体	国内取引 を行う社						
平成 11 年度	—	110	176,565	2,271	155,456	13,596	284,219	
平成 12 年度	—	106	222,293	2,731	206,837	14,132	297,306	
平成 13 年度	—	105	254,387	2,795	225,333	14,757	321,176	
平成 14 年度	—	100	284,971	2,672	250,106	14,773	339,061	
平成 15 年度	—	97	311,580	2,670	268,384	14,894	345,757	
平成 16 年度	—	96	269,357	2,051	240,745	14,611	292,154	
平成 17 年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	
平成 18 年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	
平成 19 年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	
平成 20 年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	
平成 21 年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	
平成 22 年度	53	33	63,570	393	44,654	2,784	44,236	
平成 23 年度	59	33	65,818	394	50,662	2,405	46,222	
平成 24 年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	
前年比			85.43%	99.25%	93.14%	96.22%	93.41%	
平成 25 年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	
前年比			86.04%	67.73%	92.34%	99.74%	79.61%	
平成 26 年度	4 月	51	32	3,150	289	2,830	2,258	2,353
	5 月	51	32	3,014	316	2,701	2,411	2,399
	6 月	51	32	3,386	321	3,023	2,403	2,752
平成 26 年度			9,549	—	8,554	—	7,504	
前年同月比			59.38%	105.61%	59.84%	98.73%	70.97%	

(注) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。

(注) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。

(注) 商先業者数は、3月31日付けて廃業した会社を含まない。

(注) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数及び手数料収入は当協会調べ

国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）

2. 平成 25 (2013) 年度 店頭商品 C F D 取引の状況

本会では、平成 25 年 7 月から、会員が行う店頭商品 C F D 取引に関するデータを本会ウェブサイトの [資料・統計ページ](#) で公表しています。

ここでは、これまでに公表した平成 25 年度分のデータを再編集して「(1) 国内商品市場取引との比較」、「(2) 平成 25 (2013) 年度店頭商品 C F D 取引の月別推移」として取りまとめました

※ 本項に掲載される各種データについて、特に注釈がないものは会員の報告をもとに本会が独自に集計したものです。

(1) 国内商品市場取引との比較

① 口座数 (人)

	店頭商品 C F D 取引		国内商品市場取引	
	平成 26 年 3 月末	平成 25 年 3 月末	平成 26 年 3 月末	平成 25 年 3 月末
証拠金等残高のある者 (※1)	3,899	4,711	—	—
取引実績者数 (※2)	—	—	17,192	20,020
委託者数 (※3)	—	—	78,940	79,623

以下のとおり口座数の定義が異なるため、単純に比較はできないので注意が必要である。

※1 報告対象月の末日に顧客から受け入れた証拠金等残高のある者の数

※2 報告対象月の末日における決済の終了していない取引を行っている者の数

※3 報告対象月の末日における商品取引契約を締結している者の数

② 証拠金等残高 (百万円)

	店頭商品 C F D 取引		国内商品市場取引	
	平成 26 年 3 月末	平成 25 年 3 月末	平成 26 年 3 月末	平成 25 年 3 月末
証拠金等残高	2,331	2,851	155,385	176,575

③ 取引金額 (百万円)

	店頭商品 C F D 取引		国内商品市場取引	
	平成 25 年度累計	平成 24 年度累計	平成 25 年度累計	平成 24 年度累計
取引金額	3,785,863	3,092,729	73,595,475	84,693,742

注：国内商品市場取引は(株)日本商品清算機構の公表資料を元に本会で作成

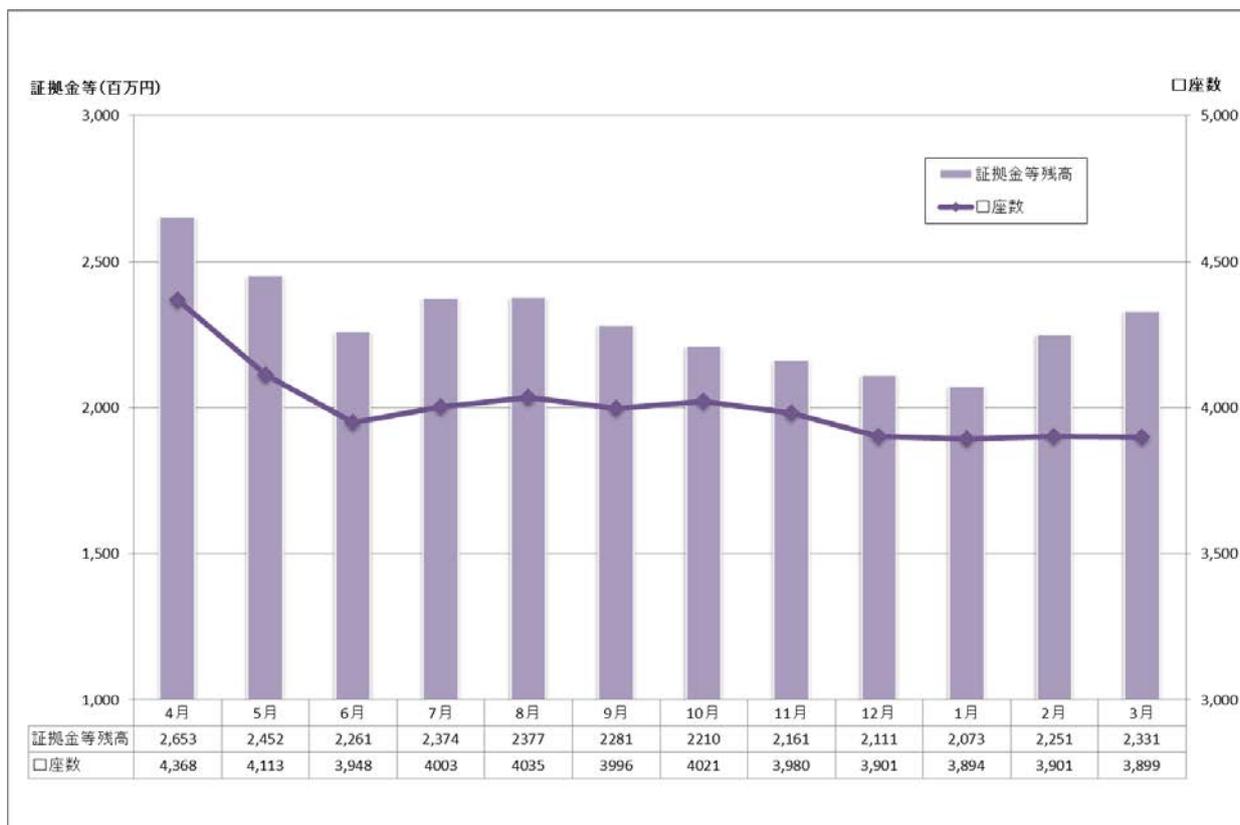
④ 商品分類別売買取数 (千枚)

	店頭商品 C F D 取引		国内商品市場取引	
	平成 25 年度累計	平成 24 年度累計	平成 25 年度累計	平成 24 年度累計
石油、エネルギー関連	21,495	179,027	7,483	9,497
貴金属	114,814	1,071,357	34,576	38,675
農産物	6,815	16,838	1,589	3,425
ゴム	なし	なし	4,729	4,629
合計	143,124	1,267,221	48,377	56,227

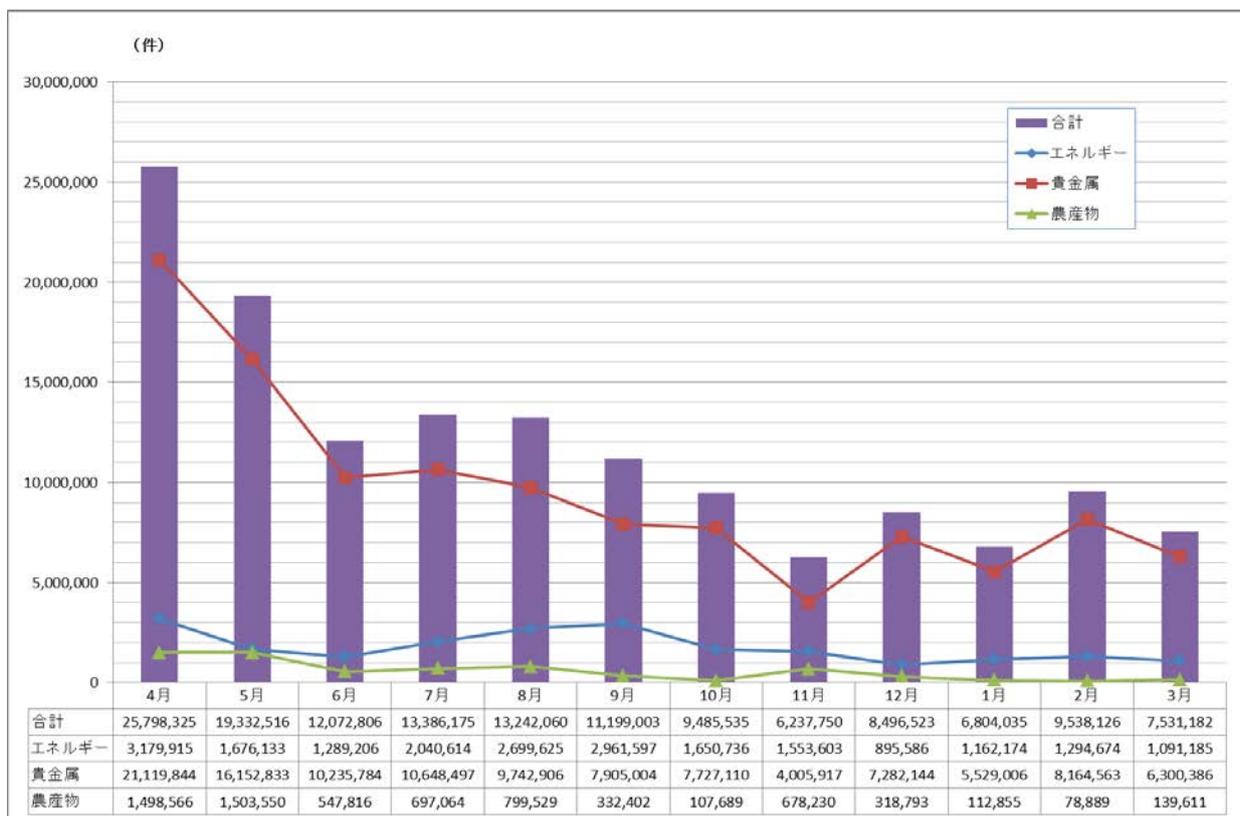
注：国内商品市場取引は(株)日本商品清算機構の公表資料を元に本会で作成

(2) 平成 25 (2013) 年度 店頭商品 C F D取引の月別推移

① 月末証拠金等残高と口座数



② 月間取引件数



③ 月間取引金額



④ 月末取引残高

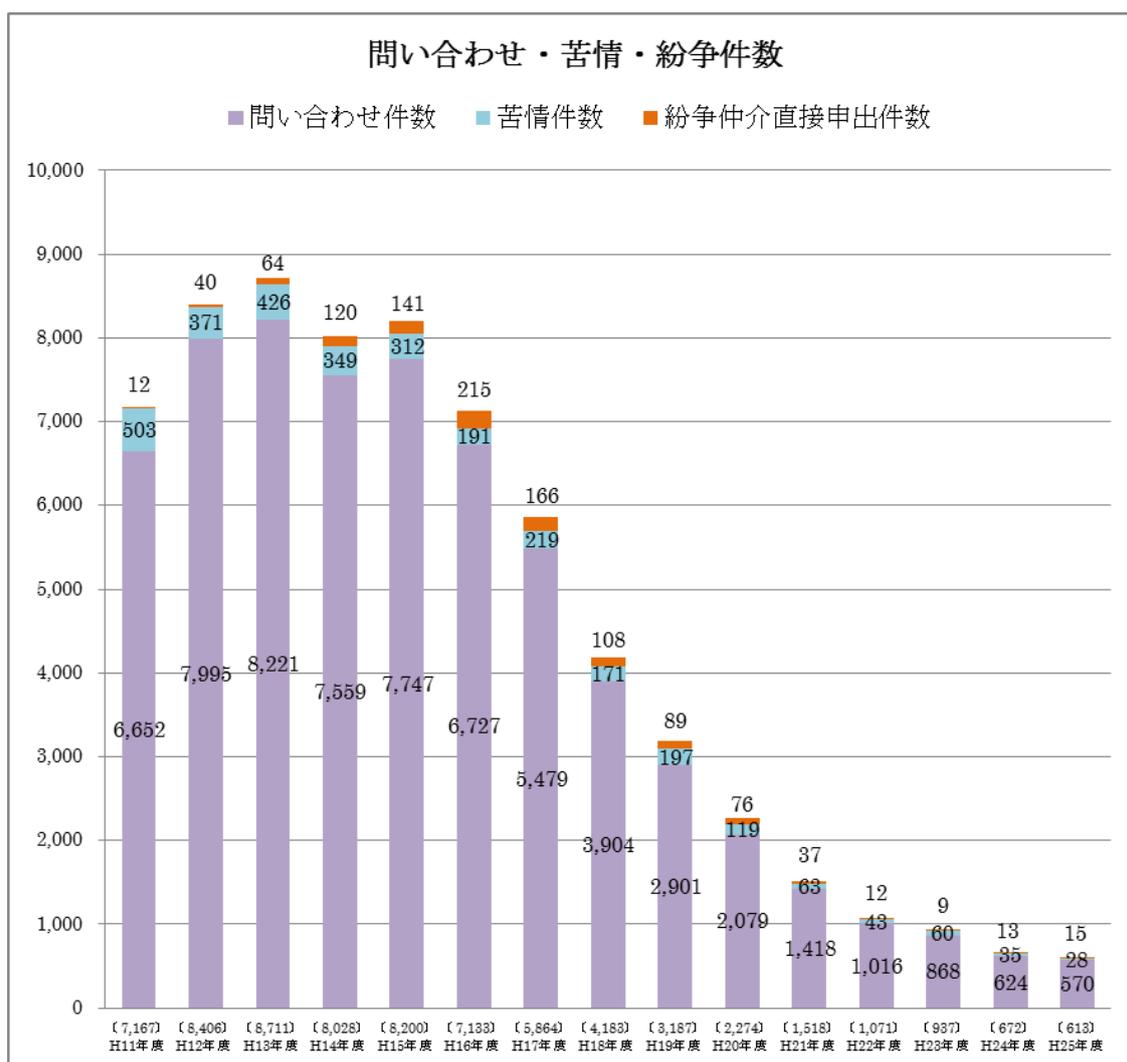


3. 問い合わせ・苦情・紛争件数の推移（平成11年度～平成25年度）

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
問い合わせ件数	6,652	7,995	8,221	7,559	7,747	6,727	5,479	3,904	2,901	2,079	1,418	1,016	868	624	570
苦情件数	503	371	426	349	312	191	219	171	197	119	63	43	60	35	28
紛争仲介件数 (すべて)	25	65	101	145	164	250	208	140	131	96	66	29	27	26	25
苦情から 紛争仲介に	13	25	37	25	23	35	42	32	42	20	29	17	18	13	10
紛争仲介へ 直接申出	12	40	64	120	141	215	166	108	89	76	37	12	9	13	15
本会受付 合計件数	7,167	8,406	8,711	8,028	8,200	7,133	5,864	4,183	3,187	2,274	1,518	1,071	937	672	613

(注1) 紛争仲介は、苦情から紛争仲介に移行したものと、苦情を経ずに紛争仲介に直接申し出たものに分類される。

(注2) 紛争仲介件数のうち、苦情から紛争仲介に移行したものの件数は、すでに苦情件数に含まれるため、本会受付合計件数から除外している。



4. 平成 26 年度 相談センター 苦情・相談等受付状況 (7 月分)

(1) 7 月の問い合わせ・苦情等受付状況に関するコメント

① 問い合わせの状況

- ・ 問い合わせは 30 件（前年同月 40 件）であった。
- ・ その内訳は、現会員等に関するもの 17 件、元会員等に関するもの 5 件、その他 8 件であった。
- ・ 平成 26 年度 4 月～7 月の累計は 142 件（前年度 4 月～7 月は 231 件）で前年同期の 61% の水準であった。

② トラブルの受付状況

- ・ 苦情申出に紛争仲介直接申出を加算した件数（日商協に解決を委ねられたトラブルの件数）は 3 件[苦情申出 3 件+紛争仲介直接申出 0 件]（前年同月 3 件）であり、未取引の苦情は 1 件であった。
- ・ 申出事由は 3 件とも「不当勧誘類型」であり、その内容は「虚偽の説明」に関するもの、「両建の強要」に関するもの及び「執拗な勧誘」に関するものが各 1 件であった。
- ・ また、トラブルの解決を申し出た申出人は 3 人とも商品デリバティブ取引の未経験であった。
- ・ 平成 26 年度 4 月～7 月の累計は 12 件（前年度 4 月～7 月は 25 件）で前年同期の 48% の水準であった。

③ 苦情の受付状況

- ・ 苦情申出は 3 件（前年同月 3 件）であった。
- ・ 平成 26 年度 4 月～7 月の累計は 12 件（前年度 4 月～7 月は 19 件）で前年同期の 63% の水準であった。

④ 紛争仲介の受付状況

- ・ 紛争仲介申出は 3 件（前年同月 3 件）であった。
- ・ 平成 26 年度 4 月～7 月の累計は 4 件（前年度 4 月～7 月は 10 件）で前年同月の 40% の水準であった。

(2) 7月の問い合わせ・苦情等受付状況(件数)

トラブルの申出事由別状況

申出事由	25年度		26年度	
	件数	比率%	件数	比率%
不動産類型	27	62.8%	14	75.0%
一任売買類型	1	2.3%	1	5.0%
無償買取類型	5	11.6%	3	16.7%
適当売買類型	7	16.3%	7	38.3%
仕切戻り類型	2	4.7%	2	10.5%
差違類型	3	7.0%	3	15.8%
連絡不備類型	2	4.7%	2	10.5%
その他	4	9.3%	3	15.8%
合計	43	100.0%	20	100.0%

※ 数字は苦情と紛争件直接申出の合計である。
 ※ 「申出事由分類」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

不当勧誘型の具体的内容

不当勧誘型 体的内容	25年度		26年度	
	件数	比率%	件数	比率%
不招請勧誘	6	22.2%	5	55.6%
執拗な勧誘	2	7.4%	2	22.2%
迷惑電話	12	44.4%	2	22.2%
断定期限の短促	4	14.8%	1	11.1%
適在原則違反	2	7.4%	1	11.1%
説明義務違反	1	3.7%	1	11.1%
画定の強要	1	3.7%	1	11.1%
その他	1	3.7%	1	11.1%
合計	27	100.0%	9	100.0%

※ 「具体的内容」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

トラブルの状況

	25年度		26年度	
	件数	うち経験者	件数	うち経験者
4月	8	4	1	1
5月	8	1	1	1
6月	6	2	0	0
7月	3	2	1	0
8月	2	1	0	0
9月	3	0	0	0
10月	1	0	0	0
11月	5	2	2	1
12月	2	0	0	0
1月	1	0	0	0
2月	2	1	0	0
3月	2	1	0	0
合計	43	14	5	2

※ 「件数」の数字は、苦情と紛争件直接申出の合計である。
 ※ 「うち経験者」の数字は、今回のトラブルの前に商品デリバティブ取引の経験のある者に係る件数である。

問い合わせ受付状況

	25年度				26年度						
	問い合わせ		現会員等		現会員等		現会員等				
	国内商品	外国商品	店頭商品	店頭商品	店頭商品	店頭商品	店頭商品	店頭商品			
4月	96	(7)	58	4	24	35	(2)	16	4	1	4
5月	55	(6)	35	7	13	30	(3)	16	4	0	5
6月	50	(4)	28	6	16	47	(5)	29	2	4	3
7月	40	(2)	23	4	13	30	(1)	17	2	1	0
8月	55	(6)	39	3	13	30	(1)	17	2	1	0
9月	28	(3)	15	4	9	30	(1)	17	2	1	0
10月	40	(3)	22	5	13	30	(1)	17	2	1	0
11月	39	(4)	26	3	10	30	(1)	17	2	1	0
12月	36	(3)	20	2	8	30	(1)	17	2	1	0
1月	42	(3)	29	5	14	30	(1)	17	2	1	0
2月	43	(2)	25	7	11	30	(1)	17	2	1	0
3月	56	(5)	40	2	14	30	(1)	17	2	1	0
合計	570	(48)	380	52	158	142	(11)	78	58	5	15
4月~7月	231	(19)	144	21	66	142	(11)	78	58	5	15

※ 上記問い合わせの()内の数字は消費センター等から紹介された件数である。
 ※ 上記問い合わせの「現会員等」は集計時点の会員等で名称が判明した件数である。
 ※ 上記問い合わせの「元会員等」は委任業務停止等ですでに会員等でない社で名称が判明した件数である。
 ※ 上記問い合わせの「うち海外先物等」には、店頭、ロンドン・マシカイ取引等が含まれるが、いずれも会員の取引を集計している。

苦情・紛争件介入受付状況

	25年度				26年度						
	苦情		紛争件介入		苦情		紛争件介入				
	(A)	(B)	(A)+(B)	(C)	(D)	(C)+(D)	(E)	(F)			
4月	5	4	8	3	1	0	0	0	0	0	3
5月	6	2	8	4	0	0	0	0	0	0	4
6月	5	1	6	2	1	0	1	1	0	0	2
7月	3	0	3	3	0	0	0	3	0	0	3
8月	2	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1
9月	1	2	3	1	0	0	0	1	0	0	1
10月	1	3	4	1	0	0	0	1	0	0	1
11月	4	1	5	1	0	0	0	1	0	0	1
12月	0	2	2	2	0	0	0	2	0	0	2
1月	0	3	3	2	0	0	0	2	0	0	2
2月	1	1	2	1	0	0	0	1	0	0	1
3月	1	1	2	1	0	0	0	1	0	0	1
合計	28	15	43	12	11	0	1	4	4	0	0
4月~7月	19	10	29	12	11	0	1	4	4	0	0

紛争の処理状況

紛争件介入 申出件数	あつせん又は調停の別		解決		処理結果	
	あつせん	調停	取下げ	打ち切り	処理中	未処理
4	5	0	1	0	0	5

※ 本会の紛争件介入は、その手続内容により、「あつせん」又は「調停」のいずれかに集計される。

5. 登録外務員数の推移

平成21年度まで

単位：人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成15年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成16年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成17年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成18年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成19年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成20年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成21年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成22-25年度

単位：人

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
平成22年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成23年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成24年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成25年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181

※ 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成26年度

単位：人

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
4月	31,117	2,308	181	159	8	1	6	6	0	330	58	2	30,946	2,258	180
5月	30,946	2,258	180	385	180	0	16	16	0	208	27	1	31,123	2,411	179
6月	31,123	2,411	179	247	25	31	10	10	0	123	33	4	31,247	2,403	206
7月	31,247	2,403	206	210	8	0	61	61	0	210	27	3	31,247	2,384	203
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

6. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 26 年 7 月 31 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	2	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	1	1
300 名以上 350 名未満	0	0
250 名以上 300 名未満	1	1
200 名以上 250 名未満	1	0
150 名以上 200 名未満	0	0
100 名以上 150 名未満	8	8
50 名以上 100 名未満	7	5
25 名以上 50 名未満	8	7
10 名以上 25 名未満	13	7
10 名未満	8	3
合 計	51	32
外務員総数(名)	31,044	2,384

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 4 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 28,389 名であり、全体の 91.4%となっている。

7. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 26 年 7 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	1 (190 名)
10 名未満	2
合 計	3
外務員総数(名)	203

8. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

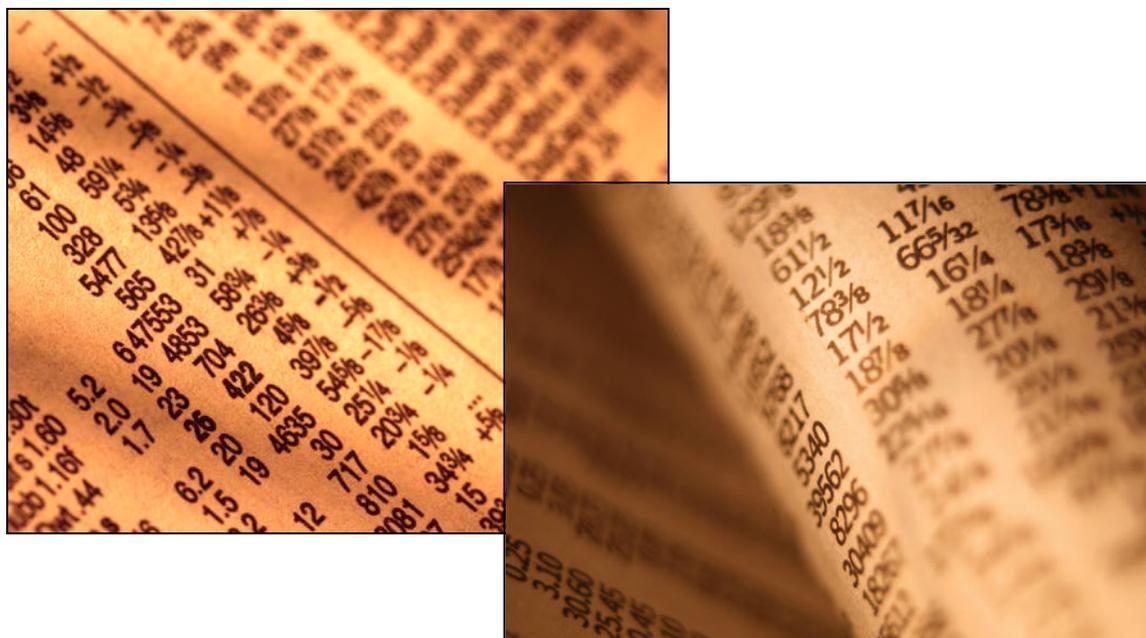
(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
株日本商品清算機構 [統計資料等](http://jcch.sakura.ne.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://jcch.sakura.ne.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株東京商品取引所（[先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi)） <http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>



編集後記

- 残暑お見舞い申し上げます。会員の皆様には、平素より本会の事業運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
- 子供たちにとっては待ちに待った夏休みであり、街中で子供たちの元気な声が聞こえて来ます。立秋を過ぎたとはいえ、一年のうちで今が一番暑い季節です。特に今年は35度を超える猛暑日が多いばかりか、場所によっては40度に達するような厳しい日々が続いています。東日本大震災後の原子力発電所の稼働停止による電力需給の逼迫を受けて、毎年この季節には節電への取組みが叫ばれていますが、熱中症予防のためには適度な水分補給を心掛け、適切な冷房の使用もまた肝要です。規則正しい生活習慣、十分な休養と栄養補給により夏バテなどしませんよう、皆様、どうぞご自愛ください。
- 4月5日から5月7日までの間に意見募集が行われました商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案のうち、不招請勧誘規制に係る見直しに関するものを除く部分について、6月23日に意見募集の結果が公表され、7月1日から改正された省令及び監督指針が施行されました。このうちバイナリーオプションについては、過度の投機的な取引を防止し適切な商品設計や業務を遂行する体制整備を図る観点から、新たな規制が導入されるとともに、本会が自主規制規則を制定することが規制体系の前提とされたのを踏まえ、「バイナリーオプション取引に関する規則」を制定し、7月1日より施行いたしました。
- 次回の会報（第11号）は本年10月を予定しております。今後とも、本会報では、会員の利便性に資する情報をお届けできるよう努めてまいりますので、ご活用いただければ幸いです。ご意見・ご要望等がありましたら、ぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

管理グループ（総務経理担当） 03-3664-4732

soumu@nisshokyo.or.jp

2014年8月 日本商品先物取引協会役職員一同